横浜型地域貢献企業
認定制度のご案内

ヨコハマの宝、横浜型地域貢献企業を応援します！

～地域・社会との共生を通じ、永続的な発展を目指し、企業価値の向上へ～

http://www.idec.or.jp/keiei/csr/

YOKOHAMA

地域貢献企業

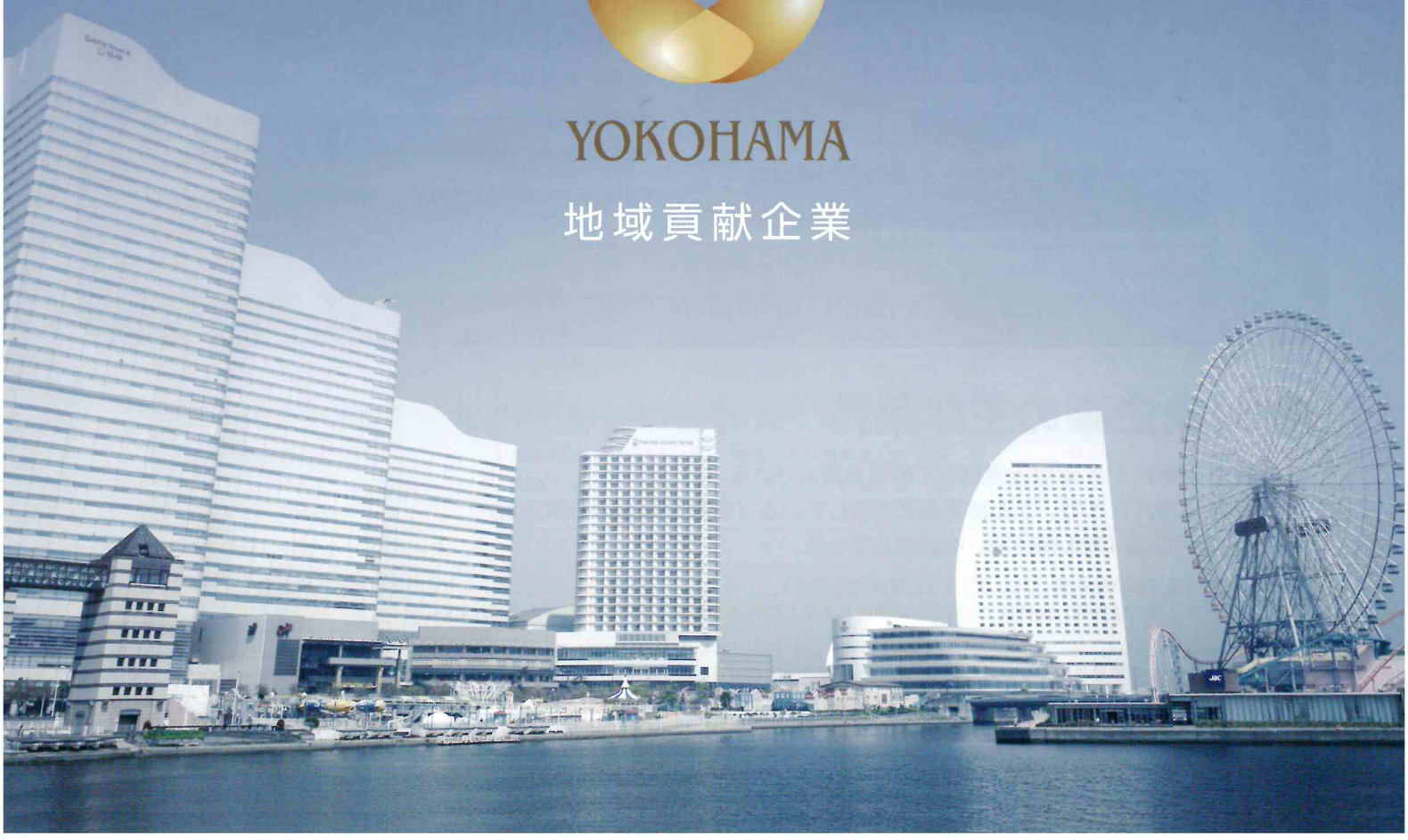

横浜型地域貢献企業認定制度

本制度は、横浜市民を積極的に雇用している、市内企業との取引を重視している等、地域を意識した経営を行うとともに、本業及びその他の活動を通じ、環境保全、地域ボランティア等の社会的事業に取り組んでいる企業等を「横浜型地域貢献企業」として認定し、その成長・発展を支援する制度です。

＜企業の社会的責任（CSR）に取り組む必要性＞

近年、企業が果たすべき責任は、法令順守、雇用創出、納税義務等にとどまらず、日々の企業活動を行ううえで、様々な「ステークホルダー（利害関係者）」のニーズに沿った「企業の社会的責任（CSR）」を果たす時代へと変化してきました。主なステークホルダーの例としては、従業員、顧客、協力会社、地域住民、株主等があげられます。
企業が社会的責任（CSR）を果たすことで、ステークホルダー（利害関係者）から満足を得ることでき、相互に信頼関係が構築され、企業の永続的な発展へとつながります。
なお、本制度における「横浜型 CSR」とは単なるボランティアに限らず、横浜という地域を意識した企業活動における「全ての社会貢献活動」をさしています。

企業を取り巻くステークホルダー（例）

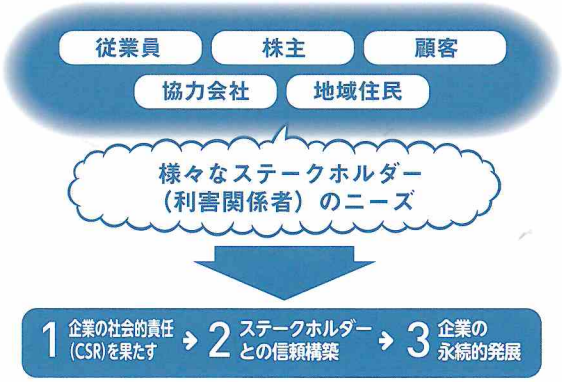

横浜型CSRとは…

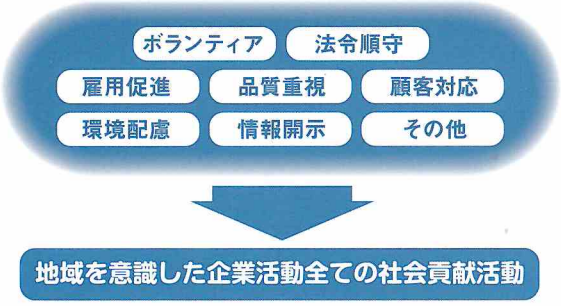

対象企業の主な条件

次のいずれにも該当する事業者（法人、組合又は青色申告事業者）

1. 横浜市内で３年以上継続して事業を営んでいる
2. 横浜市内に本社、または事業所を有している（事業所単位での申込可）
3. 横浜市税（法人市民税）を納付している

※横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団、条例第２条第４号に規定する暴力団員等、条例第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等のいずれにも該当しないこと

次に該当する事業者は、本制度の品位、公共・公益性を確保するという観点から、ご応募いただいてもお断りする場合があります。

- ●公序良俗に反する恐れのあること
- ●政治性、宗教性があること
- ●法令などに抵触する恐れのあること
- ●その他社会的・市民生活的な観点から適切でないこと。

認定に必要な費用　無料

認定　申込企業の取組内容を評価・確認し、外部の専門家等で構成する認定委員会で認定します。

認定期間　2年間

（認定後、更新審査を受けていただきます。更新をしない場合は認定の効力を消滅します）

認定企業への主な支援

YOKOHAMA
地域貢献企業

❶ 認定マークの利用
❷ （公財）横浜企業経営支援財団、横浜市のウェブサイト等による企業 PR
❸ 経営革新に向けた専門家を継続派遣する
「経営コンサルティングメニュー」の利用料の一部優遇
❹ 認定企業対象セミナーへの参加（無料）、認定企業交流会への参加（一部有料）
❺ 融資制度「よこはまプラス資金（公的事業タイアップ）」の利用
※融資額 5,000 万円を上限に保証料額の 3/4 を助成
❻ 公共調達の受注機会の優遇
横浜市の公共工事及び委託（いずれも一部の種目に限る）の入札の際に、インセンティブ発注の対象となります。
予定価格３億円以上の公共工事の入札に導入している総合評価落札方式の評価項目が加点になります。
❼ 助成金制度「横浜市中小企業製造業設備投資等助成制度」利用
※横浜市が行う設備投資に対する助成制度について、申請の資格要件が緩和されます。

評価内容　次の 1、2 の両方をクリアした場合に認定されます。

1　システム評価

本制度の「地域志向 CSR マネジメント・システム規格」に基づき、地域貢献活動に継続的に取り組むための経営システム（Plan→Do→Check→Act の仕組み）が構築されているかどうかを評価します。

主な評価項目
・地域や社会への視点を組み込んだ経営理念の策定、周知状況
・地域や社会を意識した事業活動に取り組む組織体制の構築状況
・従業員の意識啓発、人材育成の実施状況
・社内ルール、手順書の作成、周知状況　等

2　地域性評価

地域貢献活動への取組状況を、一定の取組項目数（企業規模によって異なります）により評価します。

	項目	取組内容例
必須	①コンプライアンス	法令遵守宣誓書、納税証明書、許認可
重要（※1）	②地域社会貢献	地域ボランティア、文化事業への積極的な参加　等
	③地元活用・志向	取引先を地元企業から優先的選定、地元ブランドの販売　等
	④雇用	女性の社会的進出の促進（よこはまグッドバランス賞認定など）、出産育児サポート、介護サポート制度、高齢者・障害者積極雇用 等
	⑤環境	認証取得（ISOなど）、地域環境活動参加、リサイクル　等
	⑥品質	認証取得（ISOなど）、高齢者対応製品、健康に配慮した製品　等
一般	⑦財務・業績	黒字決算、出納と帳簿作成の分離、会計参与の設置　等
	⑧労働安全衛生	認証取得（OHSASなど）、健康・労務相談窓口の設置　等
	⑨消費者・顧客対応	顧客対応窓口の設置、顧客対応の教育・訓練制度　等
	⑩情報セキュリティ	Pマーク取得、厳重な文書・データ管理、顧客情報管理　等

（※1）「重要」項目のうち、②地域社会貢献、③地元活用・志向いずれか１項目は必ず取り組む必要（選択必須）があります。
但し、「最上位認定」には②地域社会貢献、③地元活用・志向は両項目必須です。

認定ランク

「1　システム評価」に適合した上で、「2　地域性評価」によってクリアした項目数によって、①上位認定、②最上位認定の２段階のランクで認定します。

※なお、最上位認定は「『地域社会貢献』と『地元活用志向』両方をクリアしていること」及び「直近３期以内に１回は黒字であること」が追加要件となります。

地域性評価の主な取組事例

② 地域社会貢献

自社の屋上で蜂を飼育し、地元小学生に蜂蜜採取の機会を提供している。
また、採取した蜂蜜を障がい者施設に提供している。

小学生へ蜂蜜採取の機会提供

③ 地元活用・志向

材料の仕入れ先や協力会社を市内企業から優先的に選定している。

④ 雇用

男女問わず活躍できる環境を整えるため、出産等の事情により継続した就業が困難な場合に備え、育児休業や介護休業等の規程を法律以上の内容に拡充し、「ワークライフバランス」を積極的に推進している。

⑥ 品質

全社員に災害時のポケットマニュアルを配布し、いかなる状況においても事業を継続し、顧客ニーズに対応したサービス提供ができる体制を構築している。

認定制度の流れ

① 制度説明会参加 → ② 社内体制チェック → ③ 申込 → ④ 外部評価を受ける → ⑤ 認定委員会での判定 → ⑥ 認定 2年間 → 継続的な横浜型CSRの取組 → 認定更新 ①～⑥に準じて認定

認定企業の声 ～H27年度実施アンケート結果より（123社から回答）～

- CSRマネジメントシステムを構築することで、明文化されていなかった経営理念や社内規程を「見える化」し、従業員が会社の進むべき方向性を共有することができるようになった。
- 認定を受けることで、地域住民との交流活動などに従業員が自主的に参加する風土が培われ、社員の意識改革につながった。
- 金融機関や取引先などからの信用度が上がった。また認定企業であることで、新卒採用の募集では安心感を与えることができた。

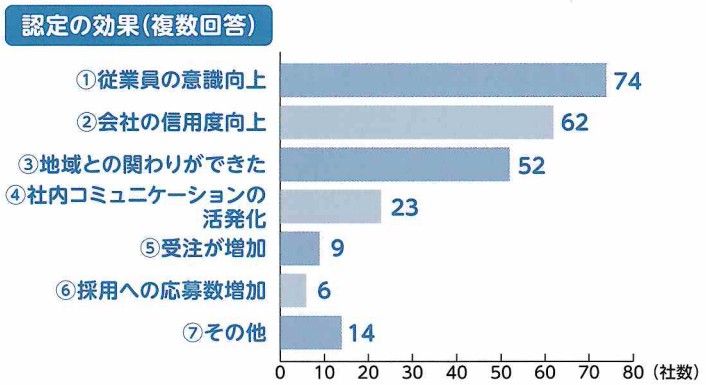

地域を意識した事業活動を通じ、企業の魅力を高め、企業価値の向上につながる本制度を企業の成長戦略の１つとして、是非、ご活用ください。

問合先 | 公益財団法人横浜企業経営支援財団　経営支援部
電話：045-225-3714　FAX：045-225-3738
ホームページ：http://www.idec.or.jp/keiei/csr

GREEN PRINTING JFPI P-D10006

2018. 03.1000